

令和5年度国民健康保険税の 税率が決定しました

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

◎令和5年度の税率は、前年度からの据え置きとなります。

医療分			後期高齢者支援分			介護分		
税率等	所得割率	6.3%	税率等	所得割率	2.9%	税率等	所得割率	2.8%
	均等割率	30,500円		均等割率	12,800円		均等割率	15,100円
賦課限度額	650,000円		賦課限度額	220,000円		賦課限度額	170,000円	

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が次の基準値を超えない場合は、均等割額(1人当たりの額)が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「43万円」以下	7割
「43万円+29万×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1)」以下	5割
「43万円+53万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1)」以下	2割

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

※「特定同一世帯所属者」とは後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない世帯に継続して属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

※「給与所得者」とは、給与収入が55万円を超える方と公的年金収入が60万円を超える65歳未満の方、又は125万円を超える65歳以上の方のことです。

※65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金の収入額から公的年金控除額を差し引いた後、さらに15万円(高齢者特別控除)を差し引いて軽減判定します。

～消防本部からのお知らせ～

熱中症を防ぐ4つのポイント！

これから暑い夏がやってきます。

稲敷広域消防本部では、令和4年中に熱中症の傷病者を193人搬送しました。

熱中症は予防法を知れば防ぐことが可能です。そこで、熱中症を防ぐ4つのポイントを紹介します！

①こまめな水分・塩分補給

喉が渇いたと感じる前に水分・塩分補給を実施してください。

②暑さを避ける

適切に冷房を使用し、外出時は日傘の使用や帽子の着用など、暑さを避ける工夫が必要となります。

③暑さに負けない体力をつける

日頃からバランスの良い食事を摂ることや、体力づくりを心がけましょう。

④マスクを使用している場合は熱中症を防ぐために外すようにしましょう



■問合せ 稲敷広域消防本部救急課 ☎0297-64-3846 (龍ヶ崎市3571-1)